

総合地球環境学研究所安全衛生管理規則

令和 7 年 6 月 1 日制 定

規則第 102 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における職員の安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するとともに、快適な職場環境の形成及びその促進を目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 研究所の安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び関係法令（以下「法令」という。）、人間文化研究機構職員就業規則第 38 条（同条を準用する各就業規則を含む。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

2 研究所の業務に関しての請負者・協力組織等は、法令及びこの規則に定めるところに従い、その業務を遂行しなければならない。

(所長の責務)

第 3 条 総合地球環境学研究所長（以下、「所長」という。）は、安全衛生管理体制を確立し、快適な職場環境の実現及び労働災害の防止のため、職場における安全と健康の保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、法令及びこの規則を遵守するとともに、研究所の講ずる措置に積極的に協力し、労働災害の防止及び健康保持増進並びに快適な職場環境の形成に努めなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制

(安全衛生責任者)

第 5 条 研究所に、安全衛生責任者を置き、別表 1 に掲げる者をもって充てる。

2 安全衛生責任者は、衛生管理者を始めとする各管理者等を指揮するとともに、安全衛生管理に関する必要な業務を統括管理する。

3 安全衛生責任者の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること

- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する事

(衛生管理者)

第6条 研究所に、法令の定めるところにより、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、法令に定める資格を有する職員のうちから所長が選任する。
- 3 衛生管理者は、法令の定めるところにより、次の業務のうち労働衛生に関わる技術的な事項を管理する。
 - 一 健康障害を防止するための措置または発見に関する事
 - 二 作業環境の衛生上の調査に関する事
 - 三 作業条件、施設等の衛生上の改善に関する事
 - 四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関する事
 - 五 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持増進に必要な事項に関する事
 - 六 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関する事
 - 七 衛生日誌の記載等、職務上の記録の整備に関する事
 - 八 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務で、法令で定めるもの
- 4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 5 所長は、衛生管理者が職務を遂行できないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(衛生管理担当者)

第7条 研究所に、衛生管理担当者を置き、別表1に掲げる者をもって充てる。

- 2 衛生管理担当者は、衛生管理者を補佐し、第6条第3項各号に関する必要な業務を行うものとする。

(化学物質管理者)

第8条 研究所に、法令で定めるリスクアセスメント対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し又は取り扱う場合は、化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した職員又はこれと同等以上の能力を有すると認められる職員のほか、次項の事項を担当するために必要な能力を有すると所長が認めた職員のうちから所長が選任する。

- 3 化学物質管理者は、法令の定めるところにより、次の事項を管理する。
- 一 ラベル表示及び安全データシート（SDS）交付に関すること
 - 二 リスクアセスメントの実施に関すること
 - 三 リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること
 - 四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
 - 五 リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関する
こと
 - 六 リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確
認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見
聴取に関する記録・保存に関すること
 - 七 労働者への周知及び教育に関すること
- 4 所長は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を研究所の見や
すい箇所に掲示すること等により職員に周知しなければならない。
- 5 所長は、化学物質管理者が職務を遂行できないときには、法令の定めるところにより代
理者を選任し、これを代行させるものとする。

（化学物質管理担当者）

- 第9条 研究所に、化学物質管理担当者を置き、別表に掲げる者をもって充てる。
- 2 化学物質管理担当者は、化学物質管理者を補佐し、第8条第3項各号に関する必要な業
務を行うものとする。

（保護具着用管理責任者）

- 第10条 研究所に、前条に基づき化学物質管理者を選任し、法令で定めるリスクアセスメ
ントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者
を置く。
- 2 保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると所長が認めた職員の
うちから所長が選任する。
- 3 保護具着用管理責任者は、法令の定めるところにより、次の事項を管理する。
- 一 保護具の適正な選択に関すること
 - 二 労働者の保護具の適正な使用に関すること
 - 三 保護具の保守管理に関すること
- 4 所長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を
研究所の見やすい箇所に掲示すること等により職員等に周知しなければならない。
- 5 所長は、保護具着用管理責任者が職務を遂行できないときには、法令の定めるところ
により代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(熱中症防止管理者)

第 11 条 研究所に、法令の定めるところにより、熱中症防止管理者を置く。

- 2 熱中症防止管理者は、厚生労働大臣が定める熱中症防止に関する講習を修了した職員又はこれと同等以上の能力を有すると認められる職員のほか、次項の事項を担当するために必要な能力を有すると所長が認めた職員のうちから所長が選任する。
- 3 熱中症防止管理者は、法令の定めるところにより、次の事項に掲げる業務を管理する。
 - 一 作業に応じて、適用すべき WBGT (湿球黒球温度) 基準値を決定し、併せて衣類にし暑さ指数(WBGT)に加えるべき着衣補正值の有無を確認する。
 - 二 暑さ指数(WBGT)の低減対策の実施状況を確認する。
 - 三 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行う。
 - 四 作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。
 - 五 作業場所の暑さ指数(WBGT)の把握と結果の評価を行う。評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。
 - 六 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。
 - 七 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。
 - 八 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。
- 4 所長は、熱中症防止管理者が職務を遂行できないときには、代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(熱中症防止管理担当者)

第 12 条 研究所に、熱中症防止管理担当者を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 熱中症防止管理担当者は、熱中症防止管理者を補佐し、第 11 条第 3 項各号に関する必要な業務を行うものとする。

(産業医)

第 13 条 研究所に、法令の定めるところにより、産業医を置く。

- 2 産業医は、法令で定める要件を備える医師である者のうちから所長が選任する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 健康診断の実施及びその結果に基づく面接指導等、労働者の健康を保持するための措置に関すること
 - 二 作業環境の維持管理及び作業の管理に関すること
 - 三 衛生教育、健康教育、健康相談その他職員の健康保持・増進を図るための措置に関すること

四 安全衛生委員会での審議・報告に関すること

五 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

六 長時間労働者への面接指導に関すること

七 その他職員の健康に関すること

4 産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視するものとする。

5 産業医は、第3項各号に掲げる事項について、安全衛生委員会を通して所長に対し勧告を行い、衛生管理者に必要な指導助言を行うことができるものとする。

6 所長は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(作業主任者)

第14条 研究所に、法令で定める作業を行うときは、作業場所ごとに作業主任者を置く。

2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから所長が選任する。

3 作業主任者は、法令で定める作業に従事する職員の指揮し、その業務を行うものとする。

(安全衛生責任者等の任免)

第15条 所長は、第5条から前条に定める安全衛生責任者等について、任免を行うときは、文書をもって行うものとする。

(安全衛生教育)

第16条 安全衛生責任者は、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合は、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

(安全衛生委員会)

第17条 研究所に、職員の安全衛生に関する審議を行うため、安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

(職員の意見を聴くための措置)

第18条 安全衛生責任者は、職員の安全及び衛生管理に関して、職員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等)

第19条 安全衛生責任者は、法令の定めるところにより、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で職員の健康障害又は危険を生ずるおそれのあるもの（以下「化学物質等」という。）のうち、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

- 2 安全衛生責任者は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質等による危険性又は有害性等を調査するよう努めなければならない。
- 3 安全衛生責任者は、前 2 項の調査の結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 3 章 職場環境の整備

(健康障害を防止するための措置)

第 20 条 安全衛生責任者は、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、廃液又は残さい物による健康障害

(職場環境について講ずべき措置)

第 21 条 安全衛生責任者は、所内における職場環境の安全衛生の水準の向上を図るため、次の各号に掲げる措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

- 一 職場環境を快適な状態に維持管理するため、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置に関すること
- 二 作業方法の改善に関すること
- 三 休憩施設等の設置または整備に関すること
- 四 その他快適な職場環境を形成するために必要な措置に関すること

(中高年齢教職員等に対する配慮)

第 22 条 安全衛生責任者は、中高年齢職員その他健康障害の防止上、特に配慮を必要とする職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するように努めなければならない。

(保護具、救急用具)

第 23 条 安全衛生責任者は、保護具及び救急用具の適正使用・維持管理について、職員に対して指導、教育を行うとともに、その整備に努めなければならない。

(機械・設備の点検整備)

第 24 条 安全衛生責任者は、機械・設備について、法令及び所内点検基準に定めるところ

により点検整備を実施し、その結果を記録保持しなければならない。

(整理整頓)

第 25 条 安全衛生責任者は、職場の整理整頓について適正に管理し、常に職場を安全でかつ機能的な状態に保持することに努めなければならない。

第 4 章 健康の保持・増進措置等

(健康診断)

第 26 条 安全衛生責任者は、次の各号に掲げる職員の健康診断を行わなければならない。

- 一 採用時健康診断
 - 二 一般定期健康診断
 - 三 特別定期健康診断
 - 四 海外派遣者健康診断
 - 五 従事する業務の内容を変更（特定業務に限る。）した際の健康診断
- 2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目、実施方法等は、所長が別に定める。
- 3 安全衛生責任者は、健康診断の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医又は専門の医師（以下「産業医等」という。）の意見を聴く。
- 4 安全衛生責任者は、産業医等の意見を勘案し、その必要があると認めるときは当該職員の健康状態等を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設または設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 5 安全衛生責任者は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知する。
- 6 安全衛生責任者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医等による保健指導を行う。
- 7 職員は、研究所が行う健康診断を受診しなければならない。ただし、研究所が指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合、他の医師による健康診断証明書を研究所に提出したときはこの限りではない。

(臨時の健康診断)

第 27 条 安全衛生責任者は、前条の健康診断のほか、必要と認める場合には、臨時に職員の健康診断を行うものとする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第 28 条 安全衛生責任者は、第 26 条の規定による健康診断をやむを得ない理由により受診できなかった職員に対して、当該理由が無くなった後、速やかに健康診断を受けさせるよう措置しなければならない。

(総合的な健康診断)

第 29 条 所長は、職員が請求した場合には、総合的な健康診断を受けるため労働をしないことを承認することができる。

- 2 前項の規定により労働しないことを承認することができる期間は、2 日の範囲内で所長が必要と認める期間とする。

(労働時間の状況等に応じて行う面接指導等)

第 30 条 安全衛生責任者は、その労働時間の状況その他の事項が法令の定める要件に該当する職員に対して、産業医等による面接指導を行わなければならない。

- 2 職員は、前項の規定による面接指導を受けなければならない。ただし、産業医等が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師が行う面接指導を受け、その結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。
- 3 安全衛生責任者は、面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について産業医等の意見を聴かなければならない。この場合において、安全衛生責任者は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。
- 4 安全衛生責任者は、第 1 項の規定により面接指導を行う職員のほか、健康への配慮が必要な職員についても法令の定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第 31 条 安全衛生責任者は、職員に対し、法令の定めるところにより産業医等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

- 2 安全衛生責任者は、ストレスチェックを受けた職員に対し、法令の定めるところにより、当該ストレスチェックを行った産業医等から当該ストレスチェックの結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、安全衛生責任者は、あらかじめ当該ストレスチェックを受けた職員の同意を得た場合のみ当該医師から当該職員のストレスチェック結果の提供を受けることができる。
- 3 安全衛生責任者は、前項の規定による通知を受けた職員であって、心理的な負担の程度が法令に定める要件に該当すると認められる者が、産業医等による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、産業医等による面接指導を行わなければならない。この場合において、研究所は、職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 安全衛生責任者は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医等の意見を聴かなければならない。この場合にお

いて、安全衛生責任者は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

- 5 同条に定めるもののほか、ストレスチェックの実施に関し必要な事項は別に定める。
- 6 研究所は、同条に定めるもののほか、メンタルヘルスへの対応のためカウンセラーを置くことができる。
- 7 メンタルヘルスへの対応に関し必要な事項は別に定める。

(指導区分の決定等)

第 32 条 安全衛生責任者は、保険指導又は面接指導を行った産業医等が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表 2 に定める区分に応じて指導区分の決定又は変更を受けるものとする。

(事後措置)

第 33 条 研究所は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員について、その指導区分に応じ、別表 2 の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(就業の禁止)

第 34 条 所長は、法令の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。

- 一 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- 三 前各号に準ずる疾病にかかった者

2 所長は、前項の規定により、職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医等の意見を聴き、次の各号に定める事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 一 職員の職名及び氏名
- 二 業務に就くことを禁止する理由
- 三 業務に就くことを禁止する期間
- 四 文書交付年月日

3 所長から就業の禁止を指示された職員は、就業してはならない。

(健康管理の記録)

第 35 条 安全衛生責任者は、健康診断の結果、面接指導の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職

員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

(衛生教育)

第 36 条 安全衛生責任者は、職員等に対する健康教育、健康相談及びその他職員等の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

2 職員は、前項の研究所が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努める。

(熱中症防止)

第 37 条 熱中症防止管理者は、職員が WBGT28 度又は気温 31 度以上の現場において行われる、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業（以下、「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行う際、次の各号の措置を講じなくてはならない。

一 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、熱中症の自覚症状がある作業員または熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制をあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

二 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、作業からの離脱、身体のコールド、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること、現場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順をあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症対策の詳細に関し必要な事項は別に定める。

第 5 章 安全管理

(安全教育)

第 38 条 安全衛生責任者は、安全に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

一 雇入れ時の教育、作業内容変更時教育

二 その他安全衛生水準の向上を図るため、危険または有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育

2 職員等は、研究所が行う安全教育に積極的に参加しなければならない。

(危険を防止するための措置)

第 39 条 安全衛生責任者は、次の各号に掲げる危険による職員等の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備等による危険

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

四 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険

五 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

- 2 安全衛生責任者は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第 40 条 安全衛生責任者は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

- 2 安全衛生責任者は、前項の措置を的確かつ円滑に講じることができるようにするため、定期又は随時に防火、避難等の訓練及び救急用具、避難設備等の点検整備を実施しなければならない。

(作業環境測定)

第 41 条 安全衛生責任者は、法令の定めるところにより、作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

(定期自主検査)

第 42 条 安全衛生責任者は、法令の定めるところにより、ボイラーその他の機械等について、定期に自主検査を行い、その結果を記録に残しておかなければならない。

第 6 章 雑則等

(秘密の保持)

第 43 条 職員の安全衛生業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

(事務)

第 44 条 本規則に関する事務は、管理部総務課人事係において行う。

(雑則)

第 45 条 この規則に定めるもののほか、職員の衛生管理及び安全管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 5 条～第 1 2 条、第 1 4 条関係）

区 分		指名する者
安全衛生責任者		管理部長
衛生管理者		衛生管理者の資格を有している者 1 名
衛生管理担当者		衛生管理者の指名する者
化学物質管理者		化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有すると認められる者 1 名以上
化学物質管理担当者		化学物質管理者の指名する者
熱中症防止管理者		熱中症防止の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有すると認められる者 1 名
熱中症防止管理担当者		熱中症防止管理者の指名する者
保護具着用管理責任者		保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者 1 名以上
作業主任者	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生規則別表第一による者 1 名以上
	特定化学物質作業主任者	労働安全衛生規則別表第一による者 1 名以上

別表２（第３０条～第３１条関係）

指導区分及び事後措置の基準

指導区分			事後措置の基準
区分		内容	
生活規正の面	A	労働を休止する必要があるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間労働させない。
	B	労働に制限を加える必要があるもの	職務の変更、労働場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により労働を軽減し、かつ、深夜労働（午後１０時から翌日の午前５時までの間における労働をいう。以下同じ。）、時間外労働（所定労働時間以外の時間における労働で、深夜労働以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	労働をほぼ平常に行つてよいもの	深夜労働、時間外労働及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの	

様式第 1 号（第 1 5 条関係）
任免の通知書

通 知 書	
(氏 名)	(職 名)
(通知内容) 総合地球環境学研究所を命ずる を免ずる	
(通知年月日) 年 月 日	
(機関の長) 総合地球環境学研究所長印	

様式第 2 号（第 3 4 条関係）

就 業 禁 止 通 知 書			
交付年月日	年 月 日	文書記号番号	第 号
(氏 名)		(所属及び職名)	
総合地球環境学研究所安全衛生管理規則第 3 4 条に基づき、下記のとおり業務に就くことを禁止します。 記 1 業務に就くことを禁止する理由 2 業務に就くことを禁止する期間 年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 総合地球環境学研究所長 印			